



侵入盗が多発

愛知県の侵入盗(空き巣、事務所荒し等)の認知件数は、平成19年以降、10年連続「全国ワースト1位」です。
西枇杷島署管内は、県内において被害が多発する地域の1つです。



01 清須市の犯罪率が県内ワースト1位

清須市の侵入盗の犯罪率(人口当たりの認知件数)は、県内の市の中でワースト1位。最も犯人から狙われた地域となっています。被害にあわないために防犯対策を!

平成28年中の侵入盗認知件数

| 犯罪率ランキング(県内市部) | | | |
|----------------|-----|------|------|
| 順位 | 市 | 認知件数 | 犯罪率 |
| 1 | 清須市 | 132 | 1.98 |
| 2 | あま市 | 154 | 1.77 |
| 3 | 日進市 | 151 | 1.68 |
| 4 | 大府市 | 144 | 1.62 |
| 5 | 豊明市 | 102 | 1.47 |

| 認知件数ランキング(県内市区町村) | | | |
|-------------------|------|------|------|
| 順位 | 市区町村 | 認知件数 | 犯罪率 |
| 1 | 一宮市 | 472 | 1.25 |
| 2 | 豊田市 | 343 | 0.82 |
| 3 | 春日井市 | 275 | 0.89 |
| 21 | 清須市 | 132 | 1.98 |

02 こんな対策をしましょう

| | |
|---------|-------------------------------|
| point 1 | ・外出前の施錠確認 ・雨戸やサッシの活用 |
| point 2 | ・サッシへの補助錠、センサーライトの取付け |
| point 3 | ・防犯カメラ、防犯性の高い建物部品(CP建物部品)の取付け |



■問合せ 西枇杷島警察署 ☎052-501-0110

4月6日～15日は 春の全国交通安全運動

4月になり、新生活が始まると、慣れない通学路、通勤路での交通事故の発生が心配されます。また、気候も良くなり、徒歩や自転車での外出が増え、さらに花見や歓送迎会のシーズンでもあることから、飲酒運転等による交通事故も懸念されます。

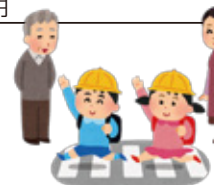
皆様の交通安全意識を高め、交通事故を防止するためにも、4月6日～15日は「春の全国交通安全運動」を実施します。歩行中も、自転車や自動車の運転中も、交通ルールをしっかりと守るようにしましょう。

| 運動重点 | 自転車安全利用五則 |
|---|--|
| <運動の基本> 子どもと高齢者の交通事故防止 <取組重点> ○歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう ○後部座席を含めたすべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう ○飲酒運転を根絶しよう | 1 自転車は車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○夜間はライトを点灯 ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子どもはヘルメットを着用 |

★横断歩道を横断中の事故が発生しています。横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を横断中又は横断しようとしている歩行者がいたら、注意しましょう。

★運転免許証を返納した方に「あしがるバス」の3か月無料乗車券を発行します。詳しくは、市ホームページ等でご確認ください。

■問合せ 防災行政課(北館3階)





地域防災リーダー養成講座(3回受講) 参加者募集!

第1回 4月23日(日) 午前9時～正午(定員20名程度)
講 義 「地域防災リーダーの役割・心構え」
グループワーク 自分の地域を防災の観点から評価する
講 師 認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード職員

第2回 5月20日(土) 開演 午後1時30分(開場 午後1時)
開催内容 「防災シンポジウム」
 ※第2回の防災シンポジウムは、事前申込不要です。どなたでも、ご参加ください。

第3回 7月 9日(日) 午前9時～正午(定員20名程度)
 ① **講 義** 「清須市避難所運営マニュアル」の運用
講 師 市防災行政課職員
 ② **講義・グループワーク** 避難所運営訓練(HUG)
講 師 認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード職員



※講座会場は、すべて清洲市民センターとなります。

申込方法

- 電話又は防災行政課(北館3階)窓口での申込
電話又は窓口で「地域防災リーダー養成講座」の申込とお伝えください。
- FAX : 052-400-2963又はEメール : bosaigyosei@city.kiyosu.lg.jpでの申込
件名を「地域防災リーダー養成講座申込」とし、住所・氏名・電話番号・ブロック名(町内会名)をご記入のうえ、送信してください。
- 受付開始
4月5日(水)午前9時から(定員になり次第締切)

■問合せ 防災行政課(北館3階)

レンタサイクルで清須巡りをしませんか



市では次のとおり、レンタサイクル「きよすあしがるサイクル」を実施します。
 自転車を利用して、清須市の様々な風景を楽しんでみてはいかがでしょうか。お気軽にご利用ください。

| | |
|-----------|--|
| 利 用 日 | 4月1日(土)～5月28日(日)の土・日曜日及び祝日 ※ただし、4月1日(土)～4月9日(日)、4月22日(土)～5月7日(日)の期間は毎日実施。 なお、雨天の場合、利用を中止することがあります。 |
| 利 用 時 間 | 午前10時～午後4時(貸出受付は午後3時まで) |
| 貸出・返却場所 | 名鉄新清洲駅前・麒麟ビール名古屋工場(返却のみ) |
| 利 用 料 | 100円(1日1回) |
| 利 用 対 象 | 中学生以上 ※ただし、中学生は保護者同伴の場合に限り利用可能。 |
| 利 用 日 数 | 当日限り |
| 必 要 な も の | 氏名・住所を確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など) |

■問合せ 企画政策課(北館3階)



| 納期月 | 税金等の種類 | 納期限日 |
|-----|---|--------------------|
| 4月 | 固定資産税・都市計画税(全期・第1期) 国民健康保険税(第1期) 介護保険料(第1期) | 平成29年 5月 1日(月) |
| 5月 | 軽自動車税(全期) | 平成29年 5月31日(水) |
| 6月 | 市民税・県民税(全期・第1期) 介護保険料(第2期) | 平成29年 6月30日(金) |
| 7月 | 固定資産税・都市計画税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 後期高齢者医療保険料(第1期) | 平成29年 7月31日(月) |
| 8月 | 市民税・県民税(第2期) 国民健康保険税(第3期) 介護保険料(第3期) 後期高齢者医療保険料(第2期) | 平成29年 8月31日(木) |
| 9月 | 国民健康保険税(第4期) 後期高齢者医療保険料(第3期) | 平成29年 10月 2日(月) |
| 10月 | 市民税・県民税(第3期) 国民健康保険税(第5期) 介護保険料(第4期) 後期高齢者医療保険料(第4期) | 平成29年 10月31日(火) |
| 11月 | 国民健康保険税(第6期) 後期高齢者医療保険料(第5期) | 平成29年 11月30日(木) |
| 12月 | 固定資産税・都市計画税(第3期) 国民健康保険税(第7期) 介護保険料(第5期) 後期高齢者医療保険料(第6期) | 平成29年 12月25日(月) |
| 1月 | 市民税・県民税(第4期) 国民健康保険税(第8期) 後期高齢者医療保険料(第7期) | 平成30年 1月31日(水) |
| 2月 | 固定資産税・都市計画税(第4期) 介護保険料(第6期) 後期高齢者医療保険料(第8期) | 平成30年 2月28日(水) |

納税・納付のごよみ

平成29年度の納税・納付は、次の表のとおりです。税金は、社会を支える柱です。納期内の納税・納付にご協力をお願いします。

納税・納付には、納め忘れが無い 便利な『口座振替』をご利用ください!

預貯金口座からの自動引落は、納期限日が振替日となります。

<口座振替の申込手続き>

- あなたの預貯金口座のある次の金融機関で取扱います。
三菱東京UFJ銀行、十六銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、中日信用金庫、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局
- 預貯金通帳・印章(通帳届出印)をご持参のうえ、市内の前記金融機関で、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申込みください。なお、口座振替の開始は、依頼書を提出した月の翌月末以降からとなります。

<コンビニエンスストアで納められる税金>

- 個人市県民税(普通徴収) ●固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税 ●国民健康保険税



※納期限後の納付については、
法律に定められた延滞金が
課されます。

■問合せ 収納課(北館2階)

税 だ よ り

■問合せ 税務課(北館2階)

固定資産課税台帳の閲覧等のご案内

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋の納税義務者の方が、市内で課税されている土地又は家屋の価格等が記載された縦覧帳簿を縦覧できる制度です。

縦覧期間 4月3日(月)～5月1日(月)【土・日曜日及び祝日を除く。】

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 税務課(北館2階)

●固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が関係する資産の課税内容を確認する制度です。縦覧期間中は、課税台帳(名寄帳)を無料にて交付します。ただし、縦覧期間中以外又は証明書として必要な場合は、有料となります。また、借地・借家人の方も対象物件に限り、閲覧できます。その場合、賃貸借契約書等の提示が必要となります。

閲覧場所 税務課(北館2階)

▼縦覧・閲覧の持ち物

本人確認ができる運転免許証・マイナンバーカード(個人番号カード)・住基カード・健康保険証・年金手帳など(本人の顔写真付は1点、写真なしは2点)をお持ちください。

※納税義務者以外の方が縦覧・閲覧する場合は、納税義務者からの委任状が必要です。また、納税義務者が法人である場合は、法人の代表者印もしくは代表者印が押された委任状をお持ちください。



いつまでも住み慣れた清須市で暮らすために! ～介護予防・日常生活支援総合事業のご案内～



団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるようにするためには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限生かして、要介護状態にならないことが大切です。そのための事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)」が始まります。なお、要支援1・2の方に対して、これまで介護予防サービスとして行われていた「訪問介護(ホームヘルプ)」と「通所介護(デイサービス)」は、それぞれ「訪問型サービス」、「通所型サービス」として、この事業に移行します。

◆新総合事業とは?

大きく2つの事業があります。これまでよりサービスの選択肢が増え、利用される方の身体状況などに応じたサービスを受けることができます。

介護予防・生活支援サービス事業

対象 ・要支援1・2の認定を受けた方
・事業対象者

- 訪問型サービス
ホームヘルパーなどによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助
- 通所型サービス
通所介護事業所などでの運動機能向上や自立生活支援



一般介護予防事業

対象 おおむね65歳以上の方

- やろまいか教室
- いこまいか教室
- チャレンジ教室
- 清須市民げんき大学



◆利用するには どうすればいいの?

高齢福祉課(北館1階)又は市地域包括支援センターまでご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

事業対象者の判定は、上記の窓口にて「基本チェックリスト」を用いて行います。

一般介護予防事業

やろまいか教室は申込不要で、教室当日にお越しいただければ利用できます。その他事業については、随時、広報清須等でお知らせします。

◆現在、要支援認定を受けている人は何が変わるの?

現在ご利用のサービスは引続き利用していただけます。

現在ご利用の方のサービス内容については、変更ありません。今後も継続して利用していただくことが可能です。

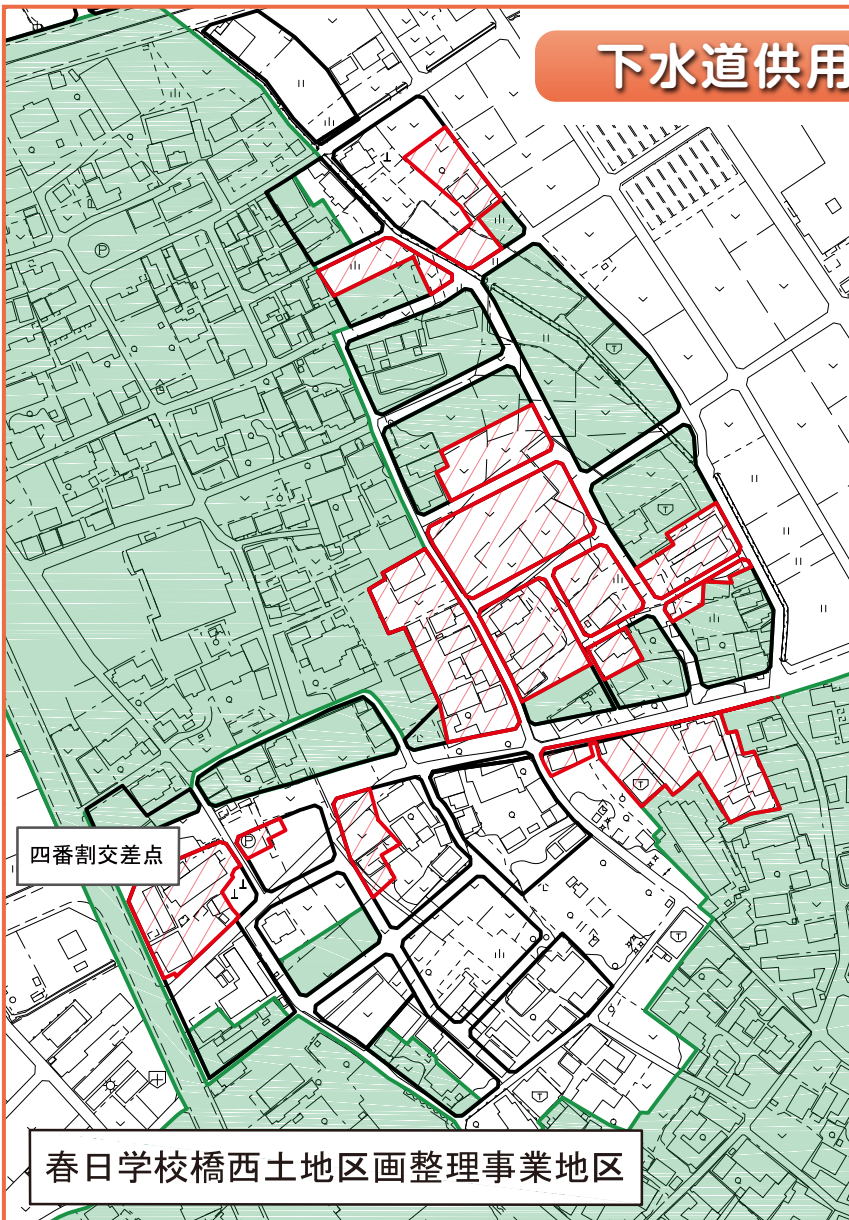


**元気に暮らし続けるために、
積極的な社会参加、介護予防活動に取り組んでみませんか!**

■問合せ 高齢福祉課(北館1階)



下水道供用開始のお知らせ



■問合せ 上下水道課(南館2階)

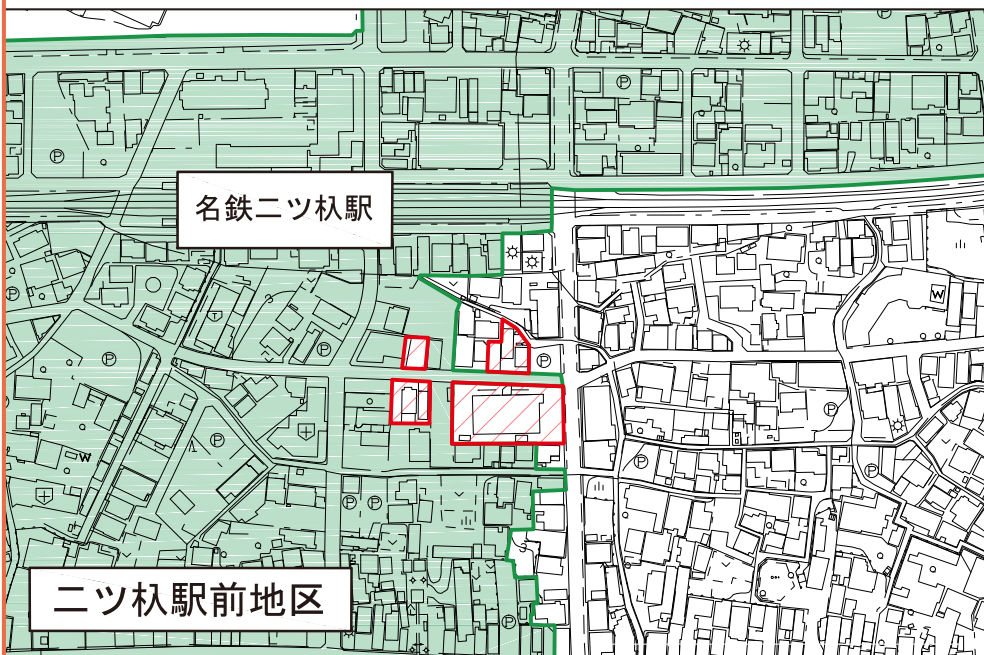
平成29年3月31日をもって、図面記載区域の下水道(汚水)の供用が開始されました。



供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲み取り便所にあつては3年以内に、浄化槽にあつては遅滞なく、下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。

下水道に接続する際には、次の補助制度を用意していますので、ご活用ください。

- 排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度
- 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度:下水道への接続に伴い、不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための補助制度
- 宅地内汚水ポンプ設備設置費補助制度:低地などの理由により、宅地内に汚水ポンプ設備を設置するための補助制度

※供用開始日から3年以内であることなど条件もありますので、詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、上下水道課(南館2階)までお問合せください。



 供用済区域
 平成29年3月31日 供用開始区域





国民健康保険からのお知らせ

■問合せ 保険年金課(北館1階)

国民健康保険税第1期分の納税通知書等をお送りします

平成29年度の国民健康保険税は、1年分を8回に分けて納めていただきます。

4月の第1期分は平成28年中の所得が確定していないため、仮算定保険税として、前年度の年間保険税相当額(年度途中から加入された世帯の場合は、1年間に換算した額)の8分の1の額を納めていただきます。

平成29年度の年間保険税額は、7月中旬頃にお送りする保険税納税通知書等でお知らせし、仮算定額を差引いた額を第2期から第8期までの7回に分けて納めていただきます。

なお、平成29年度4月1日以降に加入された方は7月に納税通知書等を送付します。

65歳以上の方で国民健康保険税を年金特徴で納めている方へ

65歳以上の方で国民健康保険税を特別徴収されている方は、平成29年度の保険税が確定していません。4月～8月の税額については、2月の年金支給時に特別徴収させていただいた同額を特別徴収させていただきます。

平成29年度の年間保険税額は、7月中旬頃にお送りする保険税納税通知書でお知らせし、仮徴収の税額を差引いた金額を10月～翌年2月の年金支給時に特別徴収させていただきます。

平成29年度国民健康保険人間ドック補助金のご案内

国民健康保険保健事業として、30歳以上の被保険者の皆さんが医療機関で受診する、**特定健診の項目をすべて含む人間ドックの費用の一部を補助**します。

対象

- 人間ドック受診時に市国民健康保険の加入者(社会保険・健康保険・共済組合・後期高齢者医療保険等)に加入している方は除く。(30歳以上の方)
- 市税に滞納がない方

● 補助対象 人間ドック受診費
● 補助金額 上限1万5000円
(年度内1人1回まで)

※今年度中に補助申請を希望される方は、まず保険年金課(北館1階)にて事前予約をしてください。
※事前予約のない方及び平成30年2月1日以降の受診につきましては、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

申請の流れ

- ① 保険年金課(北館1階)にて事前予約

平成29年4月3日(月)より「受付票兼補助金申請書」をお渡しします。(土・日曜日、祝日及び年末年始は除く。) 受付時間は、午前8時30分～午後5時です。
※市民サービスセンターでの事前予約はできません。

② 任意の医療機関にて人間ドック受診

平成30年1月末までに受診し、費用は各自支払いを済ませてください。

③ 保険年金課(北館1階)へ申請
「受付票兼補助金申請書」、領収書及び検診結果をご持参ください。指定口座へ補助金を振り込みます。(申請月の翌月下旬に振込) ※市民サービスセンターでの申請はできません。

申請期限 平成30年2月28日(水)まで

事前予約及び申請に必要なもの

【事前予約】 補助申請を希望される方の被保険者証

【申請】 「受付票兼補助金申請書」

● 宣誓書兼市税納入状況確認同意書

● 医療機関発行の領収書(「人間ドック受診費」と記載されているものに限る。)

● 特定健診の項目(広報清須今月号折込の「清須市国保特定健診・特定保健指導」を参照)をすべて含む人間ドックの健診結果票

● 振込口座番号のわかるもの

● 印鑑

日本年金機構からのお知らせ

■問合せ 名古屋西年金事務所
☎052-524-6855

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす
118万円+(扶養親族等の数×38万円)





市有財産売払のご案内

市有地を土地利用条件付一般競争入札で売払います。

売 払 地 清須市西枇杷島町小野田50番1 学校用地 1,694㎡

入 札 日 時 5月26日(金) 午前10時から

入 札 場 所 清須市役所南館3階 第1会議室

申込受付期間 4月3日(月)～5月12日(金) 午前9時～午後5時
(ただし、正午～午後1時、土・日曜日及び祝日は除く。)

契 約 条 件 ○5年以内に、次の法律に規定する福祉施設を開設する。
・老人福祉法 ・介護保険法
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
○開設後10年間その事業を運営する。

※その他、詳しくは、財政課(南館3階)へお問合せください。

入 札 保 証 金 入札の参加には、あらかじめ入札しようとする金額の100分の5以上の額の納付が必要です。

申込書の配布 入札参加を希望される方は、申込書などの関係書類を配布しますので、財政課(南館3階)までお越しください。(市ホームページからもダウンロードできます。)

■問合せ 財政課(南館3階)



ごみ分別アプリの配信がスタートしました!

4月1日(土)からスマートフォン・タブレット用「ごみ分別アプリ『さんあ〜る』」の配信が始まりました。このアプリでは、分別方法を検索したり、資源・ごみ収集日の確認や市からのお知らせを受信することができます。ぜひご利用ください。



【ダウンロード方法】

App Store (アップストア)、Google Play(グーグルプレイ)より「さんあ〜る」で検索し、「ごみ分別アプリ『さんあ〜る』」をクリックすることで入手できます。また、次のQRコードからも入手できます。(アプリ利用料は無料ですが、通信料はご負担ください。)

App Store
(アップストア)



Google Play
(グーグルプレイ)



※初期(地区)設定は都道府県から住所を選択して、確認をした後に「OK」をタップしてください。

■問合せ 生活環境課(北館2階)

ごみ減量のための補助制度のご案内

—ごみ減量に協力するとともに、堆肥づくりを始めてみませんか—

市では、循環型社会を創出する一環として、次のものに対し補助を行っています。生ごみを減らし、花や野菜への肥料としてご活用ください。

| 補助制度 | 補助基準 | 補助限度 |
|------------------------------|----------------------------------|---------|
| 電動生ごみ処理機購入補助 | 購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (上限2万円) | 1基/世帯 |
| 生ごみ処理容器(コンポスト)購入補助 | 購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (上限2,000円) | 1基/世帯 |
| ダンボールコンポスト(セット一式)購入補助 | 購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (上限1,000円) | 1セット/年度 |
| 基材一式(ココピート・もみ殻くん炭・ダンボール)購入補助 | 購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (上限400円) | 2基材/年度 |

■問合せ 生活環境課(北館2階)

平成29年度 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金申請のお知らせ

■問合せ 生活環境課(北館2階)

市では、地球温暖化防止の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象

自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物に限る。)に10キロワット未満のシステムを設置する方

補助対象システム

清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に定める太陽電池モジュールを使用したシステム

補助金額

2万円(愛知県の補助を含む。)に補助対象となる太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大キロワットを乗じた額[補助金の限度額は8万円]

申請方法

4月3日(月)から生活環境課(北館2階)で先着順に申請を受付けます。ただし、郵送、Eメール、FAXによる申請は、受付けていません。

申請書類は、生活環境課(北館2階)でお渡しします。また、市のホームページからもダウンロードできます。

※予算額に達した時点で、受付終了とさせていただきます。

その他

必ず設置する前に申請してください。(設置後の申請は、補助対象となりません。)

完了実績報告書は、申請した年度内に必ず提出してください。

市税の滞納がある方は、補助が受けられません。

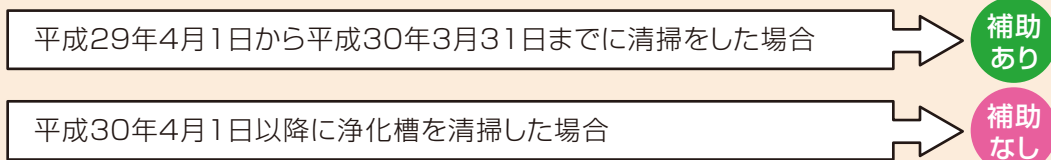


市浄化槽補助金制度のお知らせ

■問合せ 生活環境課(北館2階)

市では、家庭用浄化槽の清掃補助として年1回清掃費の4割補助を行っています。下水道の供用開始のあった区域は、供用開始後1年以内に行った清掃についての補助が最終となり、その後の補助はありませんので、ご注意ください。

例)平成29年3月31日に公共下水道が供用開始した区域



※以降、公共下水道供用開始となった区域は、同様の方法で実施していきます。

事業系ごみの適正処分をお願いします

■問合せ 生活環境課(北館2階)



事業系ごみは、自らの責任において適正に処理をすることになっています。会社、工場、事務所や店舗(飲食店等)など営利を目的とするものだけでなく、官公署、学校などの公共施設も含めて、事業活動から出されるごみをいいます。事業者の皆さんは、市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者(次表参照)と個々に契約をし、事業系ごみ袋(許可業者から受取り)でごみを出してください。

市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表(五十音順)

| 事業者名 | 連絡先 | 事業者名 | 連絡先 |
|------------|--------------|------------|--------------|
| IBミヤザワ(株) | 052-445-0014 | (株)海部清掃 | 052-441-5353 |
| オオブユニティ(株) | 052-501-4811 | (株)オールサービス | 052-441-0585 |
| (有)岡田商店 | 052-433-0386 | (有)ケーアイ | 0568-24-0279 |
| (株)三清社 | 052-584-7272 | 東海装備(株) | 052-432-5130 |
| 永井産業(株) | 052-400-8211 | 丸真(株) | 0587-23-5181 |
| 丸二衛生(有) | 0567-96-4402 | (株)宮崎 | 052-409-2285 |

新川地区●可燃ごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…毎週火・金曜日■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎週火・金曜日■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎週月・木曜日■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎週月・木曜日■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎週火・金曜日



皆様のご意見をお聞かせください パブリック・コメント

「清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正について

市では、空き缶、古紙など資源物を許可なく無断で持ち去る行為に厳然と対処するための清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を一部改正します。

そこで、その内容について、市民の皆さんからの意見の募集を行っています。

| | |
|---------------------|---|
| 閲覧場所 閲覧時間 | ○生活環境課(北館2階)・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島老人福祉センター・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・春日老人福祉センター・春日公民館・市立図書館 午前8時30分～午後5時15分(閉庁、休館日を除く。) ○市ホームページ パブリック・コメントのページ |
| 意見提出資格 | 市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方 |
| 意見提出方法 | 案件名、氏名(法人名)及び住所を記入のうえ、郵送、FAX、Eメール、窓口又は提出箱への投函により提出してください。 様式は問いませんが、市ホームページからダウンロード又は各閲覧場所に設置してある提出用紙をご利用いただくこともできます。 ※電話・口頭でのご意見は受付しません。 ▼郵送(住所不要)・FAX・Eメールの場合 〒452-8569 清須市役所 生活環境課 宛て FAX 052-400-2963 Eメール seikatsukankyo@city.kiyosu.lg.jp ▼窓口の場合 生活環境課(北館2階) ▼投函の場合 各閲覧場所に設置された提出箱へ投函してください。 |
| 意見応募期間 | 4月5日(水)～5月8日(月)(郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着) |
| 提出されたご意見の 取扱い・対応 | 提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します。(個人情報に関しては公開しません。) |

■問合せ 生活環境課(北館2階)

「五条広域事務組合斎場建設基本計画(案)」について

五条広域事務組合(構成市:清須市、あま市)では、周辺自治体への火葬依存、将来の火葬需要の増加及び大規模災害への対応などを解決し、もって住民福祉の増進を図るため、斎場建設を計画しています。その斎場建設計画について、基本的な事項を取りまとめた「五条広域事務組合斎場建設基本計画(案)」を作成しました。

そこで、その内容について、構成市民の皆さんからの意見の募集を行っています。

| | |
|---------------------|--|
| 閲覧場所 閲覧時間 | ○五条広域事務組合事務局(阿原向北55番地 クリーンパーク新川内)・生活環境課(北館2階)・にしびさわやかプラザ・清洲市民センター・春日老人福祉センター 午前8時30分～午後5時15分(閉庁、休館日を除く。) ○五条広域事務組合ホームページ(http://gjoiki.or.jp/) |
| 意見提出資格 | 清須市、あま市にお住まい、お勤め又は在学の方及び事務所又は事業所を有する方 |
| 意見提出方法 | 案件名、氏名(法人名)及び住所を記入のうえ、郵送、FAX、Eメール、窓口又は提出箱への投函により提出してください。 様式は問いませんが、組合ホームページからダウンロード又は各閲覧場所に設置してある提出用紙をご利用いただくこともできます。 ※電話・口頭でのご意見は受付しません。 ▼郵送・FAX・Eメールの場合 〒452-0901 清須市阿原向北55番地 五条広域事務組合 宛て FAX 052-401-1183 Eメール gj-koiki@gjoiki.or.jp ▼窓口の場合 五条広域事務組合事務局 ▼投函の場合 各閲覧場所に設置された提出箱へ投函してください。 |
| 意見応募期間 | 4月5日(水)～5月8日(月)(郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着) |
| 提出されたご意見の 取扱い・対応 | 提出されたご意見は、整理・分類したうえで、組合の考え方とともに一定期間公開します。(個人情報に関しては公開しません。) |

■問合せ 五条広域事務組合 ☎052-401-1181



寄附をいただきました

○(株)綿半フレッシュマーケット 様

文具セット 2セット
デジタル学習ツール 5個

社会福祉事業に有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

高齢者叙勲

《瑞宝双光章》

長年にわたり、法務事務官として保護観察対象者の社会復帰や改善更生などに携わり、社会の治安維持に尽力された功績によるものです。



(敬称略)

佐藤邦彦(西枇杷島町砂入)

清須市行政相談所(無料)をご利用ください!

行政相談委員が、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を推進し、行政の制度や運営の改善に生かす「行政相談」を行っています。次の日程で行政相談所(無料)を開設しますので、皆様ぜひご利用ください。また、清須市行政相談所は、毎月第3木曜日に開設しています。

清須市行政相談所

とき 4月20日(木) 午後1時～午後3時

ところ 清須市役所北館1階 相談室5

相談担当者 行政相談委員

本市の行政相談委員(敬称略)

- 前田繁一(一場) ☎052-400-8443
- 近藤光雄(土器野) ☎052-400-5731
- 渡辺秋郷(西枇杷島町小田井) ☎052-502-2998
- 富田雄二(春日富士塚) ☎052-400-3557



相談内容 年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについての苦情やご意見・ご要望
※秘密は厳守します。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

はじめまして! 私が新しい「広報清須 市民記者」です!

「広報清須 市民記者」に、この4月から新しいメンバーが加わりましたので、ご紹介します。

地域の身近な話題やイベント等を取材して、「市民記者がゆく!まちなかWatch」を執筆いただきます。市民の皆さんも、イベント等で市民記者を見かけたら、取材にご協力ください。



武島敦子 さん

学校と地域をつなぐボランティア活動をしています。子どもたちと地域の方々との触れ合いの中でのほほえましいエピソードやボランティア活動等を紹介していきたいと思います。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)